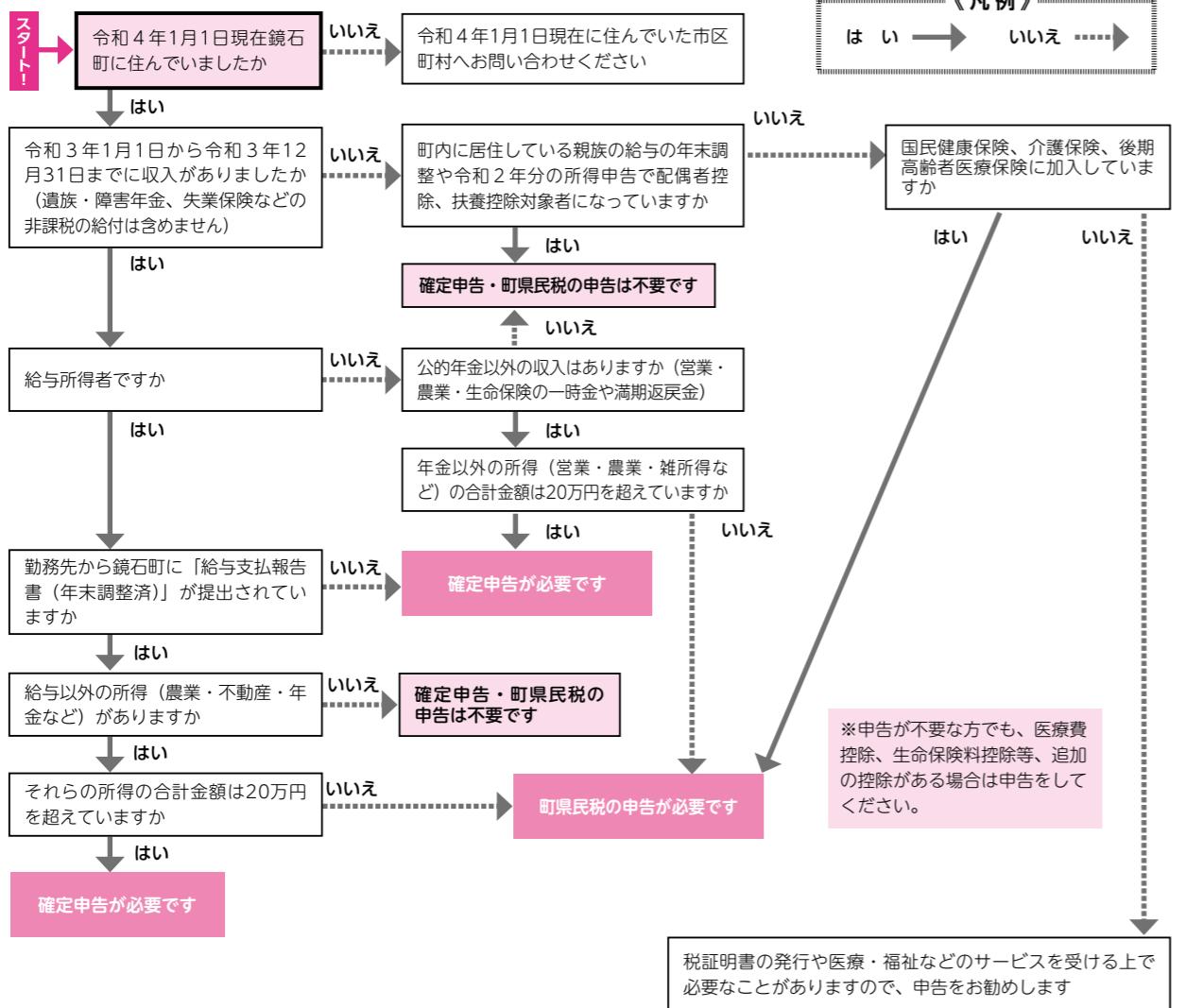


## 申告相談フローチャート



## 申告相談日程表

◎会場：町勤労青少年ホーム

◎受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

月 日	曜日	行政区	月 日	曜日	行政区
2月15日	火	公的年金のみ	3月 1日	火	1区・2区・3区・4区
2月16日	水	仁井田・さかい	3月 2日	水	1区・2区・3区・4区
2月17日	木	仁井田・さかい	3月 3日	木	鏡田・高久田
2月18日	金	久来石・笠石	3月 4日	金	鏡田・高久田
2月21日	月	久来石・笠石	3月 7日	月	鏡田・高久田
2月22日	火	久来石・笠石	3月 8日	火	鏡田・高久田
2月24日	木	久来石・笠石	3月 9日	水	成田・豊郷・旭町
2月25日	金	1区・2区・3区・4区	3月10日	木	成田・豊郷・旭町
2月28日	月	1区・2区・3区・4区	3月11日	金	成田・豊郷・旭町
※行政区の割り振りはスムーズな申告を			3月14日	月	成田・豊郷・旭町

※行政区の割り振りはスムーズな申告を目的としていますが、必ずしも日程を固定するものではありません。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114 申告会場（申告期間中のみ） ☎ 62-6500

**“確定申告”始まります！【電子申告がおすすめです】**

◆自宅での申告書作成が便利です！

スマートフォンやタブレット、パソコンを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税の確定申告書を作成することができます。さらに、作成した申告書はe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して都合の良い時間に送信できます。また、マイナンバーカードやIDをお持ちでなくても、作成した申告書を印刷し郵送で提出すれば申告会場の混雑とも無縁です。

※郵送の場合、申告書等の控えと切手を添付した返信用封筒を同封すれば、収受印を押印した控えを返送します。詳しくは国税庁の e-Tax サイト (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

◆税務署の確定申告は2月16日から！（問須賀川税務署 ☎75-2194）

須賀川税務署の令和3年分所得税等の確定申告書作成会場は2月16日(水)スタートです。

- 場 所：須賀川市労働福祉会館（須賀川市茶畠町 65）
  - 開設期間：2月 16 日(火)～3月 15 日(火) 9 時～16 時 ※土日祝日を除く
  - 臨時駐車場：日本たばこ産業(株)中日本地方原料本部（須賀川市茶畠町 25-1）※開放時間は 8 時～17 時

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場での当日配布と、LINE による事前発行があります。

※配布方法の詳細は、国税庁ホームページ等に掲載しています。入場整理券の配布状況に応じて、後の来場をお願いする場合があります。また、期間中は税務署内申告書作成会場は開設しません。



◆町での確定申告は2月15日から！（問税務町民課 ☎ 62-2114）

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月15日(火)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、令和3年1月から令和3年12月までの所得を申告していただくもので、この内容が令和4年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

#### 【町県民税申告が必要な方】

令和4年1月1日現在で鏡石町に住所または居所を有し、次のいずれかに該当する方は町県民税の申告が必要です。申告が必要かどうか迷った時は、9ページのフローチャートをご確認ください。

- 給与収入や公的年金収入のほかに、農業、営業、不動産などの収入があった方
  - 令和3年中に会社を退職し、年末調整が済んでいない方
  - 生命保険の一時金、満期返戻金の収入があった方
  - 昨年中収入がなかった方や遺族年金・障害年金などの非課税年金受給者で、税法上の扶養になっていない方、など

※新型コロナウイルス感染症対策として、ご自宅にて体温測定をしていただき、熱がある場合や呼吸器症状（のどの痛み、せき）などがある方は、無理をせず、日をあらためてご来場ください。また、来場される方は必ずマスクの着用をお願いします。

## 申告相談に必要なもの

- 身分証明書 ●マイナンバーが分かる書類
  - 給与や年金収入のある方は、令和3年分の源泉徴収票の原本（コピー不可）
  - 令和3年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基礎保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払証明書または領収書
  - 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料（地震保険等）の支払証明書
  - 障がいの方は、そのことが確認できる障害者手帳等
  - 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書（医療費の領収書の場合は金額を合計すること）
  - 営業、不動産、農業所得者は収支の分かる内訳書など
  - 住宅借入金等特別控除等を受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内の書類
  - 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額の分かるもの（前年の確定申告書）
  - 所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、通帳など銀行名や口座番号が分かるもの